

共済規程（共済約款） 新旧対照表

現 行		変 更	
(用語の定義) 第1条 この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。		(用語の定義) 第1条 この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。	
用語	定義	用語	定義
い	医 学 的 他 覚 所 見 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。	い	医 学 的 他 覚 所 見 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き	共 済 金 死亡共済金、後遺障害共済金、傷病共済金をいいます。	き	共 済 金 死亡共済金、後遺障害共済金、傷病共済金をいいます。
	共 済 金 額 この共済契約で支払われる共済金の一共済期間における限度額をいい、死亡共済金額600万円、後遺障害共済金額600万円、傷病共済金額6万円となります。		共 済 金 額 この共済契約で支払われる共済金の一共済期間における限度額をいい、死亡共済金額600万円、後遺障害共済金額600万円、傷病共済金額6万円となります。
	共 済 期 間 毎年4月1日0時に始まり当該年度の3月31日24時に終わります。期間途中から共済契約に加入した場合は、加入手続きが完了した日の翌日0時から始まり当該年度の3月31日24時に終わります。		共 済 期 間 毎年4月1日0時に始まり当該年度の3月31日24時に終わります。期間途中から共済契約に加入した場合は、加入手続きが完了した日の翌日0時から始まり当該年度の3月31日24時に終わります。
こ	後 遺 障 害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの又は身体の一部の欠損をいいます。	け	<u>経 過 観 察 期 間</u> <u>時間の経過と共に自然治癒する期間のことをいいます。</u>
	こ ども 会 活 動 地域子ども会活動を進める上で必要な目的、機能、役割を備えた組織による社会的、文化的、体育的地域活動とし、次のいずれかをいいます。 ① こども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（20歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動	こ	後 遺 障 害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの又は身体の一部の欠損をいいます。 こ ども 会 活 動 地域子ども会活動を進める上で必要な目的、機能、役割を備えた組織による社会的、文化的、体育的地域活動とし、次のいずれかをいいます。 ① こども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（20歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動

		② こども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動 ③ こども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
し	自動車等	自動車、原動機付自転車又は自転車をいいます。
ち	治療	医師による治療又は柔道整復師による施術をいいます。 ただし、被共済者が医師又は柔道整復師である場合は、被共済者以外の医師の治療又は柔道整復師による施術をいいます。
と	突然死	突然で予期されなかった病死を言います。通常は、発症から24時間以内に死亡したものとしますが意識不明等のまま発症から相当期間を経て死亡に至ったものを含みます。
ひ	被共済者	共済の補償を受けることができる者をいいます。

第2条～第6条 (略)

(傷病共済金の支払)

第7条第1項～第3項 (略)

4. 当会は、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を超えて請求したときは、傷病共済金を支払いません。

5. 被共済者が同一事故により2種類以上の傷害又は疾病を被った場合においては、これらの傷害又は疾病の中で最も治癒期間が長い方をもって傷病共済金とします。

6. 被共済者が傷病共済金の支払を受けられる期間中にさらに傷病共済金の支払を受けられる傷害又は疾病を被った場合においても、当会は、重複しては傷病共済金を支払いません。

		② こども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動 ③ こども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
し	自動車等	自動車、原動機付自転車又は自転車をいいます。
せ	<u>全治(治療)日数</u>	<u>事故日から治癒までの日数で、通院日数とは異なります。</u>
ち	治療	医師による治療又は柔道整復師による施術をいいます。 ただし、被共済者が医師又は柔道整復師である場合は、被共済者以外の医師の治療又は柔道整復師による施術をいいます。
と	突然死	突然で予期されなかった病死を言います。通常は、発症から24時間以内に死亡したものとしますが意識不明等のまま発症から相当期間を経て死亡に至ったものを含みます。
ひ	被共済者	共済の補償を受けることができる者をいいます。

第2条～第6条 (略)

(傷病共済金の支払)

第7条第1項～第3項 (略)

4. (削除)

4. 被共済者が同一事故により2種類以上の傷害又は疾病を被った場合においては、これらの傷害又は疾病の中で最も治癒期間が長い方をもって傷病共済金とします。

5. 被共済者が傷病共済金の支払を受けられる期間中にさらに傷病共済金の支払を受けられる傷害又は疾病を被った場合においても、当会は、重複しては傷病共済金を支払いません。

第8条～第32条 以下(略)

別表3 傷病共済金等級表(単位円)

等級	全治日数	共済金額
1	71日以上	60,000
2	61日～70日	50,000
3	51日～60日	43,000
4	41日～50日	36,000
5	31日～40日	29,000
6	21日～30日	22,000
7	11日～20日	15,000
8	5日～10日	8,000

第8条～第32条 以下(略)

別表3 傷病共済金等級表(単位円)

等級	全治(治療)日数	共済金額
1	71日以上	60,000
2	61日～70日	50,000
3	51日～60日	43,000
4	41日～50日	36,000
5	31日～40日	29,000
6	21日～30日	22,000
7	11日～20日	15,000
8	5日～10日	8,000